

初期のヒト胚の研究利用に関する カトリック《人格主義》生命倫理学

受精時からの人間の尊厳と
基本的人権の保護

秋葉 悅子(富山大学経済学部)

I . 人格主義生命倫理学の 概要と ヒト胚の倫理的地位

人格主義生命倫理学の位置づけ

- 人格主義生命倫理学(欧洲大陸諸国)
- 最高原理: 人間の尊厳
- 起源: ギリシャ・ローマ, キリスト教思想
- 哲学的基礎: 存在論
- 主導者: ヴァチカン, カトリック倫理神学
- 個人主義生命倫理学(英米諸国)
- 個人の自由, 自己決定権, 幸福追求権
- ジョン・ロック(1632-) の政治思想
- 功利主義, 経験主義
- 創始者: フレッチャー(1954)

ヴァチカンの公式見解： 受精時からのヒト胚の尊厳と人権の保護

- 1974 教理省「中絶に関する宣言」
- 1987 教理省「初期の人の生命の尊重と生殖の尊厳」
- 1995 ヨハネ・パウロⅡ世「生命の福音」
- 1997 生命アカデミー「クローンに関する考察」
- 2000 生命アカデミー「ES細胞の作成および科学的・治療的使用に関する宣言」
- 2003 生命アカデミー「国際的な議論におけるクローニングの禁止(科学的, 倫理的, 法的側面)」
- 2004 国務省「ヒトクローン個体產生禁止に関する国際協議に向けて」
- 2006 生命アカデミー「着床前の段階のヒト胚(科学的側面および生命倫理学的考察)」

ヨハネ・パウロⅡ世 「生命の福音」(1995)

- A. 卵子が受精したときから、新たな人の生命が始まる。現代遺伝学は、この不変の事実に貴重な確証を与えた。
- B. 人は「身体と精神の全体であり統合」であるから、身体的に新たに存在し始めた初期胚には、すでに精神的靈魂(spiritual soul)が宿っていると考えられる。したがって、人は受精時から人格として扱われるべきであり、また不可侵の生きる権利が認められなければならない(60)。

人格主義生命倫理学の基本構造

A. 科学的真理の承認:

「人(ヒト)の生命は受精時に始まる」

+

B. 国際法・生命倫理原則の確認:

「誰でも例外なく、人間の尊厳と
基本的人権を認められるべきである」



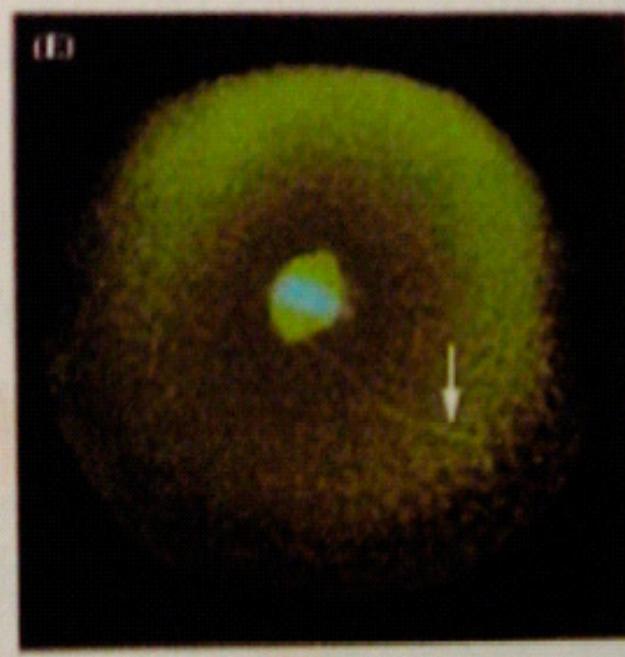
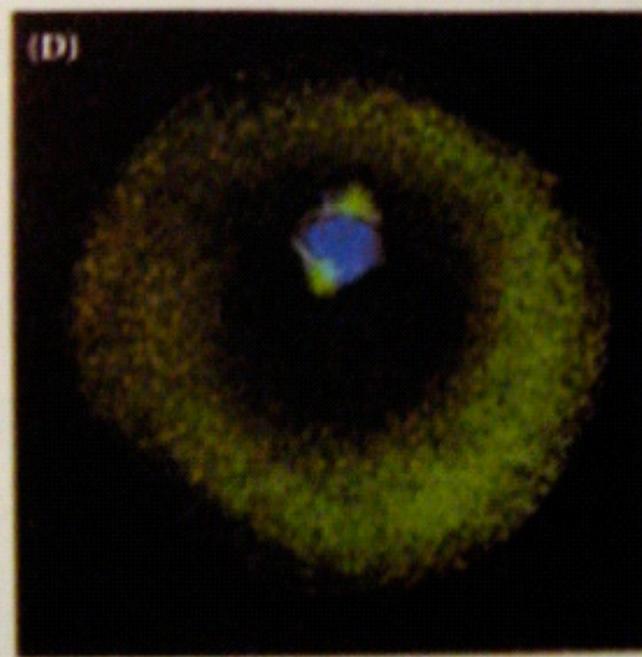
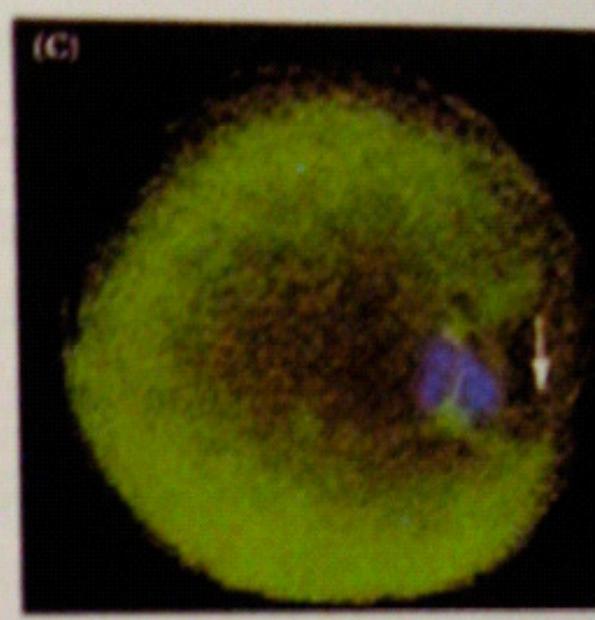
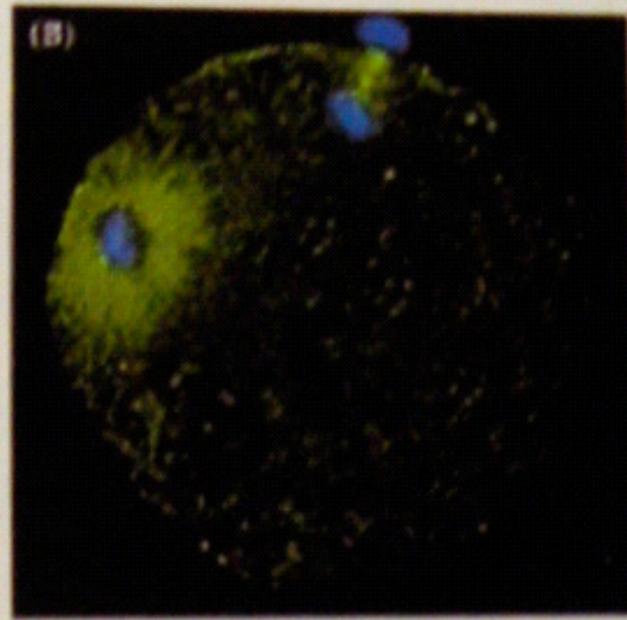
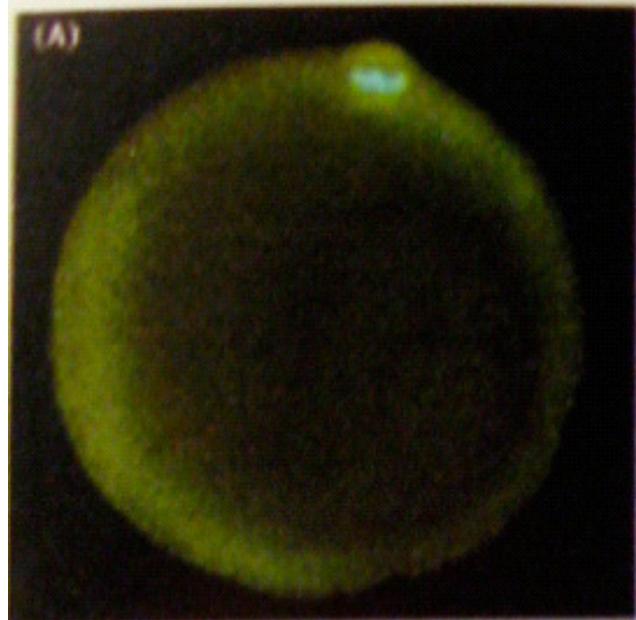
「受精時からの人間の尊厳と人権の保護」

A. 科学的真理の承認

「人(ヒト)の生命は受精時に始まる」

ヒト胚の発生に関する 実験科学のデータ

- 受精のプロセスの最後に精子が透明帯を通過し、卵子と精子の融合が起こる。直後に受精卵のイオン構造が突然変化し、新しい個体(接合子)が発生する。
- 接合子は、DNAに記された遺伝情報に依存する2つの特徴(「主体性」と「方向付け」)を持つ。
 - = DNAには、その接合子のヒト種への帰属と生物学的個性を決定し、以後の接合子の形態発生を可能にする暗号プログラムが遺伝情報として記録されている。
- 胚の発達は、接合子の段階から、新しい遺伝情報によって導かれている。



実験科学のデータから 論理的に導かれる結論

- 遺伝プログラムにおける後成の障害やエラーがある場合を除いて、2つの配偶子の接合時に真のヒト個体がその固有の存在、あるいはライフサイクルを開始する。このライフサイクルの間、必要かつ十分なすべての条件を与えられれば、胚に生来的に与えられたすべての可能性が自動的に実現する。
- したがって、ヒト胚は配偶子の接合以降、「単なる細胞の塊」ではなく、きわめて明確なアイデンティティを有するヒト(人)の主体である。

(生命アカデミー, 2000; Serra, 2003)

B. 国際法・生命倫理原則 (人間の尊厳原則)の確認

「誰でも例外なく、人間の尊厳と基本的人権を認められるべきである」

戦後の国際法の最高原理

- 「人類家族のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である」(世界人権宣言前文、1948)
- 「何人も、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的または科学的実験を受けない」(市民的及び政治的权利に関する国際規約7条、1966)

戦後の医倫理・生命倫理条約

- 世界医師会「ヘルシンキ宣言」(1964)
「ヒトを対象とする医学研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的および社会的利益よりも優先されなければならない」
- 国際医科学機構協議会「ヒト主体に関わる生物医学研究のための国際的倫理指針」(1993)
- ヨーロッパ評議会「生物学と医学の適用に関する人権および人間の尊厳の保護のための条約・人権と生物医学条約」(1996)
- ユネスコ「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」(1997)